

岐阜県ひとり親家庭等自立促進実行計画の策定について

子ども・女性局子ども家庭課

1 計画の概要

本年度策定する「岐阜県こども計画（第1次）」を補完する実行計画として策定する。
計画期間は、令和7年度～令和11年度（5年間）

○ 岐阜県子ども計画

- ・ こども施策を総合的かつ一体的に取り組むことを目的として、「こども基本法」第10条により、国のこども大綱に基づき、今年度策定する計画

2 現状と課題

- ・ 令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されたことを受け、本計画が岐阜県こども計画の実行計画であることを踏まえ、ひとり親等とそのこどもたち双方に焦点を当てる必要がある。
- ・ 令和6年に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、離婚後の親権の共同行使、養育費の履行確保等の規定整備を受け、各相談機関における相談員の資質向上に向けた情報収集や研修等による知識を習得する必要がある。
- ・ 令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことを受け、福祉サービス等を提供する関係機関、アウトリーチや居場所支援等を行う民間団体と協働して相談、保護を行い、困難な問題を抱える女性への支援を行う必要がある。

3 施策の方向性

（1）具体的施策（案）

- 1 相談機能及び情報提供の強化
- 2 就業支援の促進
- 3 養育費の確保及び親子交流に関する取り決めの促進
- 4 子育て支援及び生活支援
- 5 経済的支援
- 6 地域における活動の促進

(2) 具体的施策（主な新規・追加項目）

施策の柱	具体的施策（新規・追加項目）
1 相談機能及び情報提供の強化	⑧女性相談支援センターにおける相談・情報提供の実施 ・アウトリーチや居場所支援等を行う民間団体と協働して相談、保護を行い、困難な問題を抱える女性への支援を実施
2 就業支援の促進	
3 養育費の確保及び親子交流に関する取り決めの促進	⑤家族法制の見直しに係る相談対応 ・離婚後の親権の共同行使、養育費の履行確保、安全・安心な親子交流等の規定整備を受け、各相談機関において相談関係者の資質向上に向けた情報収集や研修等による知識の習得に努める
4 子育て支援及び生活支援	【子育て支援】 ④地域の実情に応じた子育て支援サービスの推進 ・市町村によるこども家庭センターの設置及び家庭支援事業の積極的な実施を促進 ⑤家庭支援事業の推進 ・家庭支援事業を実施する市町村数が拡大するよう、研修や会議の中で好事例の共有を行うなど、事業化の促進を図るとともに、家庭支援事業の事業拡大に向け、多様な担い手の確保を図る 【生活支援】 ①ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援事業の実施支援 ・オンライン学習支援事業の実施（目標指標を設定） ③子どもの居場所応援センターの設置 ・子どもの居場所からの相談対応、人材育成、企業等への支援呼びかけを実施し、居場所の持続的な運営を側面支援 ⑨母子生活支援施設の活用の促進 ・早期の保護、地域社会への円滑な移行や自立支援に向け、母子生活支援施設の活用を促進
5 経済的支援	
6 地域における活動の促進	③子どもの居場所の拡大 ・ひとり親のこどもが気軽に利用でき、困りごとの把握など、ひとり親等の子育てにも寄与する子どもの居場所の拡大を推進

3 主なスケジュール

令和6年12月 パブリック・コメント

令和7年 2月 第3回岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（第5期）策定委員会

令和7年 3月 公表